

## 平成23年度第1回臨時総会会議録

- 1 日 時 平成23年10月4日(火)午後6時30分～午後7時30分
- 2 会 場 調布市文化会館たづくり12階「大会議場」  
調布市小島町2丁目33番地1
- 3 出席者 正会員現在数35名 定足数18名
  - (1) 出席者(33名)  
外山 勇(陸上競技協会), 中島 治助(柔道連盟)  
高橋美智子(卓球連盟), 長谷川新吾(軟式野球連盟)  
塩崎 昭(ソフトテニス連盟), 箕輪聖子(剣道連盟)  
吉田敬一(バレーボール連盟), 田代紀男(弓道連盟)  
石井美穂(バドミントン連盟), 北川清次(スキー連盟)  
佐々木政美(フォークダンス連盟), 鈴木佐知子(水泳連盟)  
角田 勇(射撃連盟), 中野岳治(バスケットボール協会)  
上保君子(なぎなた連盟), 前田 修(空手道連盟)  
加藤実三(ソフトボール連盟), 斉藤高義(硬式野球連盟)  
田岡敏行(サッカー協会), 下村武夫(ボウリング連盟)  
小林規男(合気道会), 門傳良男(ウオーキング協会)  
野上 勉(テニス連盟), 渡部孝幸(早朝野球連盟)  
樋口亘子(レディースバレーボール連盟), 大塚秀信(ゲートボール協会)  
石川 仁(少年野球連盟), 渡辺要三(少年サッカー連盟)  
江沢幸子(インディアカ連盟), 後藤和頼(ユニバーサルホッケー協会)  
高橋康太(トライアスロン連合), 山本喜生(グラウンドゴルフ協会)  
渋川英子(武術太極拳連盟)
  - (2) 欠席者(2名)  
堀 義幸(市民ゴルフクラブ), 甲斐啓二(スポーツダンス連盟)
  - (3) 理事出席者(13名)  
林 清一, 金子日出澄, 山口昌之, 岩倉哲二, 秋沢淳雄  
花角美智子, 遠藤 洋, 植松真徳, 矢幡秀治, 中野 建,  
瀧柳嘉市, 新井富一, 斉郷秀一,
  - (4) 理事欠席者(1名)  
長田克巳
  - (5) 監事出席者(1名)  
小山 敦
  - (6) 監事欠席者(1名)  
涌田俊幸
  - (7) 同席者  
調布市生活文化スポーツ部次長 田口 学  
社団法人調布市体育協会事務局職員 6名
- 4 議 案 平成23年度第1回臨時総会議案
  - (1) 議案第1号 平成23年度収支予算について
  - (2) 議案第2号 公益社団法人調布市体育協会役員を選任について
  - (3) 議案第3号 公益社団法人調布市体育協会定款(案)について
  - (4) 議案第4号 公益社団法人調布市体育協会役員等の報酬及び費用

弁償に関する規則（案）について  
(5) 議案第5号 行政選出監事の変更について

5 総会の開会

定款第22条第1項及び第25条の規定に基づき、正会員現在数の2分の1以上の出席があり定足数に達していたので、社団法人調布市体育協会林会長の挨拶の後、総会を開会した。

6 議事の経過及び結果

定款第23条で総会の議長は会議のつど、各正会員の総会出席者の互選で定めるにより、司会者から議長選出の提案があり、司会者一任の声があったため、調布市ウオーキング協会の門傳良男氏を推進、満場一致で承認され門傳氏が議長となり議事に入った。

次に議長より、社団法人調布市体育協会定款第27条で定める議事録署名人について、調布市陸上競技協会の外山勇さん、調布市サッカー協会の田岡敏行さんが推薦承認された。

(1) 議案第1号 平成23年度収支予算について

このことについて、議長より説明が求められ、財務担当の岩倉常務理事より提案の説明を資料に基づき次のとおりに行った。

[説明・質疑等の要旨]

常務理事：総会資料1ページの議案第1号、平成23年度収支予算について、公益社団法人移行申請に伴い、平成23年度収支予算に変更が生じたので、定款第24条及び第34条の規定により提案するものであります。

収支補正予算書のご説明をいたします。当初予算額は、平成23年3月に開催の通常総会において承認いただきました予算額であります。補正予算額は、当初予算額後に確定となりました平成22年度決算の残余金とジュニア育成地域推進事業にかかわる予算の補正予算となります。予算変更額は、公益社団法人への移行申請に伴い、科目名称の変更を必要とする予算の予算変更となります。

それでは、補正予算額のご説明をいたします。

まず、ジュニア育成地域推進事業にかかわる補正予算です。事業収入のジュニア育成地域推進事業受託収入ですが、当初予算において予算額が確定しておらず、科目設定としておりました。東京都体育協会より16事業の実施で、予算額450万円で決定しましたので、449万9,000円を補正予算といたします。

なお、ジュニア育成事業にかかわる補正予算は3ページ雑収入の補正予算額61万円の参加費収入予算及び事業活動支出の部、事業費支出の連携事業支出の補正予算額510万9,000円の事業予算となります。

事業の詳細は、7ページに事業別予算書として添付しておりますので、ご参照ください。

次に、平成22年度決算の残余金にかかわる補正予算です。

平成22年度決算の残余金は、平成23年5月に開催の通常総会において承認をいただき、平成23年度予算へ繰り越しました前期繰越収支差額1,075万1,238円です。

この経費の補正予算として、3ページの教室事業費支出の補正予算額30万円と、4ページの施設管理運営事業費支出の補正予算額640万4,227円、投資活動収支の部、特定資産取得支出の自主事業積立資産取得支出の補正予算額304万7,011円、

5 ページの予備費支出の補正予算額 100 万円へ補正し、スポーツ振興事業及び施設管理運営事業の補正予算といたします。

次に、予算変更額のご説明をいたします。

事業活動収支の部、事業活動収入の特定資産運用収入の予算変更額 1 万円ですが、これは特定資産としている自主事業積立資産及び退職給付引当資産に対する定期預金利息収入で、新規に科目設置となる予算です。

当初予算額は、3 ページの雑収入の受取利息予算において計上しておりましたが、移行申請に伴いまして、特定の目的のために用途が明確である資産であり、特定資産の区分に記載するとされているため、予算変更するものであります。3 ページの雑収入の受取利息の当初予算額 2 万円のうち、1 万円を特定資産運用収入へ予算変更いたします。

次に、事業収入のスポーツ振興事業収入の予算変更額 100 万円ですが、これは事業協賛金収入で、新規に科目設置となる予算です。当初予算額は 3 ページの雑収入予算において計上しておりましたが、同じく移行申請に伴い、公益目的事業収入として明確である予算であるため、予算変更するものであります。3 ページの雑収入の当初予算額 285 万 5,000 円のうち 100 万円をスポーツ振興事業収入へ予算変更いたします。

次に、広告料等収入の予算変更額マイナス 1,000 円ですが、これはホームページ等の広告を掲載することができるものに、企業等が広告を掲載することにより、収入の増加と経費節減を図るものとして科目設定している予算であります。

同じく移行申請に伴いまして、収入見込みが明確でないことから、雑収入の予算計上での指摘があったため、予算変更するものであります。広告料等収入の当初予算額 1,000 円を雑収入へ予算変更いたします。

次に、雑収入、受取利息の予算変更額マイナス 1 万円ですが、先ほどご説明した特定資産運用収入への予算変更額です。

次に、雑収入の予算変更額マイナス 99 万 9,000 円ですが、先ほどご説明しました事業収入、スポーツ振興事業収入へ予算変更となるマイナス 100 万円と広告料等収入の 1,000 円を雑収入に変更したことから、その合計額マイナス 99 万 9,000 円が予算変更額となります。当初予算額に補正予算額と予算変更額を合わせた補正後予算額は 2 億 7,211 万 1,238 円です。

別表として、事業別予算書を 7 ページまで記載しておりますので、ご参照ください。

2 ページから 7 ページまでご説明いたしました補正後予算額を予算額として計上し、前年度予算額と比較した収支予算書となります。8 ページから 10 ページまでが収支予算書となり、11 ページから 12 ページまでが事業別予算書となります。以上でございます。

議長：提案が終了いたしました。本議案につきまして、ご審議をお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしの声をいただきました。それでは、ご異議がありませんようなので、拍手をもってご承認を願います。

（満場拍手）

議長：議案第 1 号は、原案どおり承認可決されました。

(2) 議案第2号 公益社団法人調布市体育協会役員の選任について

このことについて、議長より説明が求められ、金子副会長より提案の説明を資料に基づき次のとおりに行った。

[説明・質疑等の要旨]

副会長：第2号議案につきまして、私から説明をさせていただきます。公益社団法人調布市体育協会役員の選任について提案理由を説明いたします。

社団法人調布市体育協会定款第11条の規定により、この法人には、理事10名以上16名以内及び監事2名の役員を置くこととなっております。

現在は、理事14名、監事2名の16名の体制ですが、平成24年4月1日の公益社団法人移行に伴い、代表理事、業務執行理事などの役職もふえ、理事会が業務執行機関となる上、平成25年のスポーツ祭東京2013、第68回国民体育大会、第13回全国障害者スポーツ大会を控えていることから、役員体制のより一層の強化を図るために、定款第12条及び第15条第2項の規定により、役員の増員について提案するものであります。

なお、社団法人調布市体育協会定款第12条で、理事及び監事は総会で選任することとなっておりますが、今回、増員する理事は事務局に近い形で業務執行を担う立場が望まれますので、増員する理事候補者は理事会から推薦をさせていただきたくご提案申し上げます。以上でございます。

議長：選任方法について、理事会からの推薦としたい旨の説明がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長：異議なしの言葉をいただきました。それでは、理事会からの推薦でよろしいということで、拍手をもってご承認お願いいたします。

(満場拍手)

議長：それでは、理事会より役員の推薦をお願いいたします。

副会長：それでは、増員理事候補者を推薦いたします。先ほどの提案理由でも申し上げたとおり、平成24年4月1日の公益社団法人移行に伴い、役員はそれぞれの役職に与えられた役割や責任をみずから果たすことが求められており、体育協会業務の執行機関となります。現在の理事14名は非常勤という立場で携わっていることから今後は事務局に近い立場で業務執行を担う理事が必要になります。以上のことから現在、事務局参与の折田英文氏を学識経験者として推薦いたします。折田氏は常勤役員として日々の業務執行を担い、業務執行の中心となっていただく予定です。なお、就任日につきましては、公益社団法人移行登記の日、平成24年4月1日からとなります。以上、よろしくご審議をお願いします。

議長：ただいま理事会より事務局参与の折田英文氏を推薦するというので報告がありました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

議長：異議ないということで発言をいただきました。それでは、拍手をもってご承認願

います。

(満場拍手)

議長：議案第2号は、承認可決されました。

なお、ここで理事会開催の依頼がありますので、臨時理事会を開催いたします。それでは、暫時休憩といたします。理事は1201会議室に移動願います。

(暫時休憩)

議長：議事を再開いたします。臨時理事会の報告をお願いいたします。

会長：第3回臨時理事会の報告をいたします。議案第2号で、平成24年4月1日から折田理事の役員就任が選任されました。その中で、理事会が業務執行機関として役割が大きくなることを説明いたしました。折田理事は事務局に近い立場の理事として日々業務に携わっていただくこととなります。議案第3号では、公益社団法人調布市体育協会後の定款を審議いただきますが、その中で新たに専務理事の役職が設けられています。また、代表理事、業務執行理事はそれぞれの氏名を入れた形での議案提出となりますので、第3回臨時理事会では専務理事に折田理事を指名し、業務執行理事として24ページに追記をさせていただきます。また、24ページの資料差しかえをご依頼いたします。

第3回臨時理事会の報告は以上でございます。

議長：報告の中で、総会資料24ページの差しかえ依頼がございましたので、資料の差しかえをお願いいたします。

(資料配付)

なお、折田英文氏は専務理事に平成24年4月1日をもって就任することを承諾した。

### (3) 議案第3号 公益社団法人調布市体育協会定款(案)について

このことについて、議長より説明が求められ、会長指名の事務局担当者が提案の説明を資料に基づき次のとおりに行った。

[説明・質疑等の要旨]

事務局：議案第3号、公益社団法人調布市体育協会定款(案)についてご説明を申し上げます。これからご説明申し上げます議案第3号の内容は、資料の15ページからとなっております。

この資料は、現在の定款内容と公益社団法人に移行した後の定款の内容とを対比したものでございまして、真ん中の欄には、現在の定款内容を、左手の欄には、移行後の定款内容をそれぞれ記載しております。そして、右端の欄には、その変更に至った理由などを表示したものであります。変更箇所につきましては、それぞれ赤く表示し、変更理由等は青く表示いたしております。

公益社団法人として移行する際の定款の内容は、平成18年に施行されました一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められている内容に基づいたものでなければならぬとされております。

そして、そうでない場合には、残念ながら移行申請が認められない事態も想定される  
ところでございます。特に、その法人の開放性、公開性、そして透明性が担保された内  
容の定款となることが必要とされておりますので、そのあたりに注意しながら作成いた  
しました。

また、名称につきましても、法律に基づくことになっておりますことから、法律とは  
違った独自の名称を用いる場合には、その名称が法律に基づくものである旨の断り書き  
を求められているところでございます。

これからご審議いただく公益社団法人移行後の定款は、そうした法律が求める条件や  
内容等の制約の中で、現在の定款の表現や名称、内容等が極力残るものとして作成した  
ところでございます。

それでは、資料の右手欄に記載されている変更理由等と重複する部分も多々ございま  
すが、何点か補足的に説明をさせていただきます。

第5条、法人の構成員であります。構成員の範囲や名称に変更はございません。ただ、  
先ほど申し上げましたように、構成員の名称を法律が定めている社員とは違って、従来  
からなれ親しんだ会員としておりますことから、第5条第2項において、その断り書き  
をいたしております。

第8条、任意退会の項目では、任意にいつでも退会することができる旨を規定して  
おりますが、この規定は、法律が求めております法人の開放性を定めたものでございま  
す。

次の第4章、総会に関する事項であります。第11条、構成では、第2項において体  
育協会の総会が法律で定める社員総会に当たるということで定めさせていただいて  
おります。

次の第12条、権限では、法律に規定されております総会の権限や理事会と総会の役割  
分担等に従い現在の定款内容を整理いたしましたところでございます。

続きまして、第5章、役員に関する部分がございます。その中の第23条、役員の選任  
では、法律の定めに従った規定となっておりますが、第23条第2項において専務理事と  
常任理事の設置を定めております。

また、この条の第7項では、法律が、その設置を求めております代表理事及び業務執  
行理事について、新たに規定させていただきました。この代表理事及び業務執行理事に  
つきましては、7月22日に開催されました第1回臨時理事会と先ほどの第3回臨時理事  
会におきまして選任されておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、第24条、理事の職務及び権限と、19ページ、次のページに記載されて  
おります第25条、監事の職務及び権限の2つは、今回の制度改正において、大きく権限、  
職務が強化された項目の1つでございます。

前のページになりますが、まず、第24条、理事に関する部分では、法律に定められた  
内容に基づき、現在の定款内容を充実させていただいたところでございますが、特に、  
第19ページの上段に記載されております第5項では、監事への報告義務を、また、次の  
第6項では、職務執行の報告義務を新たに規定したところでございます。

次の第25条、監事に関する部分では、これも法律の求めに応じ、法人への調査権であ  
りますとか、理事会の招集権を規定しておりますことから、ある面では、理事よりも重  
く位置づけられ、監事が法人運営のキーマンとなっております。

このように、理事及び監事の職務と権限、そして、それらに伴う責任というものが制  
度が変わることによりまして、これまで以上に重くなっております。

続きまして、第28条では、理事及び監事の報酬等について定めさせていただきました。  
現在の定款では、理事等の報酬は無報酬となっておりますが、先ほどご説明申し上げま  
したように、新たな定款では、理事及び監事の職務や権限がより高度なものとして求め

られておりますことから、そうした職務等に見合ったものとして、報酬を支給できる旨を定めさせていただきました。

なお、具体的な報酬額等につきましては、次の議案第4号においてご審議いただければと考えております。

続きまして、第42条第2項と次の43条第3項において、事業予算や決算等に関し作成した書類等を事務所に備え置き、一般の閲覧に供することを義務づけておりますが、このことは法人運営の透明性を担保するものとして法律が定めたものであり、規定させていただきました。

次に第9章になりますが、新たに規定いたしました第50条、公告の方法でございます。これは、法律が求めております法人の公開性を担保するものとして新たに定めさせていただきました。

以上、公益社団法人に移行する際の定款内容についてご説明をさせていただきました。

これからご審議いただく中で、ご承認いただきましたならば、その内容をもって東京都の担当部署に正式に申請をしていきたいと考えております。

なお、東京都へ正式申請後に、定款の修正等が求められる場合もないとは限りません。そういう場合には、修正を求められたものにつきまして、正・副会長にその判断をご一任いただきたく、この件につきましても、ご承認願えればと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長：大変膨大な量でございますけれども、事前に資料もお手元にお配りしてあったこととございますので、その意味でご審議いただきたいと思っております。それでは、本案件につきまして、改めてご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長：ただいま異議なしの声をいただきました。ご異議がないようでございますので、拍手をもってご承認をお願いいたします。

(満場拍手)

議長：ただいまの説明にもございましたけれども、本総会後に東京都の指示によって内容の修正等が求められた場合には、その修正等につきまして、正・副会長にご一任いただくことをお願いしておりましたが、改めてそういうことでお願いしておきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(満場拍手)

議長：ありがとうございます。拍手をいただきまして、承認いただきました。よって、議案第3号は、原案のとおり承認可決されました。

(4) 議案第4号 公益社団法人調布市体育協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則(案)について

このことについて、議長より説明が求められ、会長指名の事務局担当者が提案の説明を資料に基づき次のとおりに行った。

[説明・質疑等の要旨]

事務局：議案第4号につきましても、事務局より説明をさせていただきます。ご説明に入ります前に、まず資料の訂正がありましたこととおわび申し上げたいと思います。

それでは、議案第4号、公益社団法人調布市体育協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則（案）について説明をさせていただきます。

この規則（案）は先ほどの議案第3号においてお認めいただいた理事及び監事への報酬等について、その具体的な支給額や支給範囲、支給方法等を定めたものであり、その内容は26ページから記載されております。

まず第2条におきまして、理事と監事を総称して役員とし、役員のうち常勤の理事を常勤役員、それ以外の理事及び監事を非常勤役員とする旨を定めております。

次の第3条では、それぞれの役員への支給額を定めるとともに、常勤役員には、通勤手当等を支給できる旨を定めております。

具体的な支給額につきましては29ページに記載しております。別表第1には常勤役員への報酬額を、そして、次の別表第2には非常勤役員への報酬額を記載しております。常勤役員の場合には月額報酬とし、非常勤役員の場合には日額報酬となっております。

非常勤役員への日額報酬は、理事会や幹事会、さらには各競技会の開会式等に参加した場合で、おおむね2時間程度のものを、その支給対象として想定いたしております。

その他、26ページに戻っていただきまして、第4条では支給方法を、次のページになりますが、第5条では支給日を、そして、先ほど変更させていただきました第6条では常勤役員の通勤手当についてを、第7条では期末手当の支給に関する事項を規定するなど、28ページの第11条までの規則となっております。

まことに大まかではございますが、公益社団法人に移行した場合の役員報酬額についてご説明を申し上げました。

ご審議いただく中でご承認いただきましたならば、先ほどの議案第3号と同じように、その内容をもって東京都の担当部署に正式申請をまいります。

なお、東京都への正式申請後に内容の変更等が求められた場合には、その修正等について、正・副議長にご一任いただきたく、その件につきましても、この場でご承認願えればと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長：提案が終了いたしました。本議案につきまして、ご審議をお願いいたします。

陸上競技協会（外山）：ただいまの説明で、最終的に東京都に出したときに修正があった場合は「正・副議長」と聞こえたのですが、「正・副会長」ではないのですか。

議長：いかがでしょうか。

事務局：「正・副会長」でございます。東京都に申請後に内容の修正等が求められた場合には、その修正等について、正・副会長にご一任をいただければと。そのことでございます。

議長：ただいまの説明の言葉の中で、今、訂正がございました。正・副会長に一任いただくことということでございます。そのほかにもございますか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしという声をいただきました。それでは、本総会後に東京都の指示により、内容の修正等が求められた場合、その修正等について、正・副会長に一任いただくことも含めましてご承認願いたいと思います。それでは、拍手をお願いいたします。

(満場拍手)

議長：議案第4号は、原案のとおり承認可決されました。

(5) 議案第5号 行政選出監事の変更について

このことについて、議長より追加議案の説明がなされ、総務担当の山口常務理事より提案の説明を資料に基づき次のとおりに行った。

(資料配付)

[説明・質疑等の要旨]

常務理事：私からは、追加議案として、議案第5号、行政選出監事の変更についての提案理由をご説明いたします。

社団法人調布市体育協会役員規程第2条の規定により、行政から選出されております監事について、平成23年10月1日付の人事異動を理由に、変更の届け出が調布市より提出されました。

その提出に基づき、現任者の辞任、後任者の選任について、定款第12条により提案するものであります。

変更の内容は、次のとおりです。

1、監事。涌田俊幸福祉健康部健康推進課長から田口学生活文化スポーツ部次長兼生活文化スポーツ部スポーツ振興課長事務取扱に変更。

2、辞任日及び任期。前任者の辞任日を本日平成23年10月4日とし、後任者の任期は前任者の残任期間となり、平成23年10月4日から平成25年3月31日までとなります。

また、公益社団法人移行後は監事の職務及び権限が強化され、理事のみ必要とされていた登記についても必要となります。監事は法人の業務運営、会計制度、関係法令に一定の知見を有し、それぞれにおいて監査・監視能力を備えていることが必要なため、現職で税理士の小山敦氏、行政選出の田口学氏を、公益社団法人移行も引続き監事への就任を提案させていただきます。併せてご審議をお願いいたします。

以上、議案第5号、行政選出監事の変更についての提案理由とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長：提案が終了いたしました。本議案につきまして、ご審議をお願いいたします。行政選出監事が涌田氏から田口氏へ変更、そして平成24年4月1日の公益社団法人移行が条件になりますが、公益社団法人移行後も現在の小山氏、そして変更する田口氏にお願いすることで、よろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

議長：異議なしをいただきました。ご異議がないようでありますので、拍手をもって承認願います。

(満場拍手)

議長：議案第5号は、原案のとおり承認可決されました。

なお、田口学氏は平成23年10月4日からの監事への就任を承諾した。

#### 7 議長解任

すべての議題について審議を終了し、議長が解任された。

#### 8 総会の閉会

社団法人調布市体育協会金子副会長より閉会の挨拶があり、平成23年度第1回臨時総会を閉会した。